5.562
地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）による94―94.1GHzの周波数帯の使用は、宇宙雲レーダーに限る。
5.562A
94―94.1GHz及び130―134GHzの周波数帯における電波天文アンテナの主ビームに向けられた地球探査衛星業務（能動）の宇宙局からの送信は、いくつかの電波天文受信機に支障をきたすおそれがある。送信機及び関連する電波天文局を運用する宇宙業務運営体は、そのような事態を極力避けるため相互に運用を計画すべきである。
5.562B
105―109.5GHz、111.8―114.25GHz、155.5―158.5GHz及び217―226GHzの周波数帯において、この分配の使用は、宇宙電波天文のみに限定される。
5.562C
衛星間業務による116―122.25GHzの周波数帯の使用は、静止衛星軌道の衛星に限定される。全ての条件及び全ての変調方式に対して、地表面０kmから1000kmまでの高度及び受動検知器が存在する全ての静止軌道位置の近傍で、衛星間業務の局により生じる単一入射電力束密度は、全ての到来角度において－148dB（W／（㎡・MHz））を超えてはならない。
5.562D
付加分配：大韓民国では、128―130GHz、171―171.6GHz、172.2―172.8GHz及び173.3―174GHzの周波数帯は、2015年まで、一次的基礎で電波天文業務にも分配する。
5.562E
地球探査衛星業務（能動）に対する分配は、133.5―134GHzの周波数帯に限定される。
5.562F
155.5―158.5GHzの周波数帯では、地球探査衛星業務（受動）及び宇宙研究業務（受動）に対する分配は2018年１月１日で終了する。
5.562G
155.5―158.5GHzの周波数帯における固定業務及び移動業務への分配の発効日は、2018年１月１日である。
5.562H
衛星間業務による174.8―182GHz及び185―190GHzの周波数帯の使用は、静止衛星軌道の衛星に限定される。全ての条件及び全ての変調方式に対して、地表面０kmから1000kmまでの高度及び受動検知器が存在する全ての静止軌道位置の近傍で、衛星間業務の局により生じる単一入射電力束密度は、全ての到来角度において－144dB（W／（㎡・MHz））を超えてはならない。
5.563（未使用）
5.563A
200―209GHz、235―238GHz、250―252GHz及び265―275GHzでは、大気成分を調べるため、地上設置型受動大気検知を行う。
5.563B
237.9―238GHzの周波数帯は、宇宙機搭載雲レーダーの場合のみ、地球探査衛星業務（能動）及び宇宙研究業務（能動）にも分配する。
5.564（未使用）
5.565
275―1000GHzの周波数範囲のうち、以下の周波数帯は、受動業務のアプリケーションのために主管庁により使用が特定されている。
― 電波天文業務：275―323GHz、327―371GHz、388―424GHz、426―442GHz、453―510GHz、623―711GHz、795―909GHz及び926―945GHz
― 地球探査衛星業務（受動）及び宇宙研究業務（受動）：275―286GHz、296―306GHz、313―356GHz、361―365GHz、369―392GHz、397―399GHz、409―411GHz、416―434GHz、439―467GHz、477―502GHz、523―527GHz、538―581GHz、611―630GHz、634―654GHz、657―692GHz、713―718GHz、729―733GHz、750―754GHz、771―776GHz、823―846GHz、850―854GHz、857―862GHz、866―882GHz、905―928GHz、951―956GHz、968―973GHz及び985―990GHz
受動業務による275―1000GHzの周波数帯の使用は、能動業務によるこの周波数帯の使用を妨げてはならない。275―1000GHzの周波数範囲を能動業務のために利用しようとする主管庁は、275―1000GHzの周波数範囲の分配表が規定される日まで、これらの受動業務を有害な混信から保護するため、実行可能な全ての措置を執ることを要請される。1000―3000GHzの周波数範囲における全ての周波数は、能動業務及び受動業務の双方に使用することができる。

第３　超広帯域無線システムの無線局の周波数表

3400MHz以上4800MHz未満[1,2]
7.25GHz以上10.25GHz未満[1,2]
22GHz以上24.25GHz未満[2,3]
24.25GHz以上29GHz未満[2]

１　この周波数帯の使用は、屋内に限る。
２　この周波数帯の使用は、第２に規定する周波数割当表に従って運用する他の無線局又は受信設備に有害な混信を生じさせてはならず、また、他の無線局による有害な混信からの保護を要求してはならない。
３　この周波数帯の使用は、平成28年12月31日までに限る。ただし、同日において現存する超広帯域無線システムの無線局にあっては、この限りでない。

第４　特定基地局の開設計画の認定において指定された周波数

207.5MHz以上222MHz以下
773MHzを超え803MHz以下
945MHzを超え960MHz以下
1475.9MHzを超え1510.9MHz以下
1844.9MHzを超え1854.9MHz以下

告示

国土交通省

航空従事者技能証明等に関する試験の施行

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第45条第１項及び第169条第１項の規定に基づき、航空従事者技能証明等に係る試験の施行について、次のとおり公示する。

平成24年12月25日

国土交通大臣　羽田雄一郎

１　学科試験を行う航空従事者技能証明等
一　定期運送用操縦士、准定期運送用操縦士、一等航空士、二等航空士、航空機関士、一等航空整備士（飛行機に限る。）、一等航空運航整備士（飛行機に限る。）及び航空工場整備士の資格に係る技能証明
二　航空工場整備士の資格に係る技能証明の限定の変更
三　運航管理者技能検定
四　事業用操縦士、自家用操縦士、航空通信士、一等航空整備士（回転翼航空機に限る。）、一等航空運航整備士（回転翼航空機に限る。）、二等航空整備士及び二等航空運航整備士の資格に係る技能証明